

令和元年第6回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和元年10月25日
午前10時30分開会
午前11時30分閉会
場 所 中頓別町役場小会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。
西 一彦、石井 進、藤田 健一、石橋 美代子、石黒 和浩、栗林 松三 6名
- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平 中 敏 志
- 4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北 村 哲 也
- 5 議 事
報告第1号 令和元年度農地パトロール（利用状況調査）報告について
議案第1号 土地の現況証明書について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 6 その他
(1) 今後の予定について
①令和元年地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会
11月13日（水）午後1時30分～ 稚内市文化センター小ホール
②令和元年度農業者年金加入推進セミナー
11月27日（水）午後1時～ 東京都
③令和2年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会
令和2年6月2日（火）～6月3日（水） 東京都
(2) その他
- 7 閉会

事務局長	ただ今から、令和元年第6回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。
会 長	(挨拶終了)
事務局長	【欠席報告】 本日の欠席はありません。 【定数報告】 本日の出席委員は6名中6名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、栗林会長、よろしくお願い致します。
議 長	【議事録署名委員の指定】 議事録署名委員の指定を行います。 中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。 ○番 ○○委員、○番 ○○委員を指名いたします。 次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。
事務局	【会務報告】 (事務局より説明)
議 長	会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。
委 員	ありませんの声

議 長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

報告第1号「農地法第30条に係る農地パトロール（利用状況調査）の実施状況の報告について」を、事務局より説明願います。

事務局長

報告第1号 「令和元年度農地パトロール（利用状況調査）報告について」令和元年度農地パトロール（利用状況調査）について、別紙のとおり報告する。 令和元年10月25日 中頓別町農業委員会会長。

別紙「報告第1号資料」をご覧ください。

令和元年度農地パトロール（利用状況調査）報告書

1. 農地パトロール実施事項

○ 平成元年度農地パトロール実施事項

新たな遊休農地及び耕作放棄地の有無、非農地証明申請内容について説明し、調査を実施しました。

2. 農地パトロール事前準備

○経路図及び国有地の払下げ予定地の図面を8月に作成しております。

3. 農地パトロール（利用状況調査）地区別担当委員配置実績表

○ 別紙2～令和年度 農地パトロール地区別担当委員配置実績表のとおりであります。

調査に際しては、農業委員は3名以上で現地確認を行っています。

4. 農地パトロール実施報告書

（1）全農地の利用状況調査

指導を必要とする土地・・・0筆（0件）

5. 最終報告

今年度の農地パトロールでは、例年同様全ての農地の利用状況を確認し、新たな遊休農地の発生がないことを確認した。また、非農地証明申請箇所についても状況を確認した。

一方、今後も経営離脱する農業者が予想されることから、遊休農地が発生しないよう引き続き確認を進めることが必要と判断されます。

なお、今年度は天候不良の影響から一部の農地で牧草の収穫遅れがありましたが、耕作者に確認をして、遊休農地とならないように確認をしています。

以上、利用状況調査について報告いたしますので、内容についてご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

報告第1号「農地法第30条に係る農地パトロール（利用状況調査）の実施状況の報告について」の事務局からの説明が終わりました。
本報告について質疑はありませんか。

委 員

なしの声

議 長

質疑がないようですので、本報告につきましては、承認することにご異議ございませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

異議なしと認め、本報告につきましては、承認することと致します。

続きまして、議案第1号「土地の現況証明書について」を議題とします。内容について事務局より説明いたさせます。

事務局

議案第1号「土地の現況証明書について」 北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、次の件について証明書交付の可否について、審議を求めるものであります。

(事務局より、内容説明)

なお、当該案件につきましては、8月26日に実施いたしました農地パトロールにおいて現地を確認させていただいておりますので、あわせてご報告させていただきます、

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何か質疑はありますか。

委 員

質疑なしの声

議 長

質疑が無いようですので、議案第1号について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

異議なしと認め、議案第1号「土地の現況証明書について」は証明書を交付することに決しました。

続きまして議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。農地法第５条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めるものでございます。

農地法5条転用（一時転用）調査書

○転用申請者 ○○○○

○ 一時転用先 ○○○○

○一時転用期間 令和元年〇〇月〇〇日から令和2年〇〇月〇〇日まで

○ 一時転用面積は記載のとおりであります。

2. 一時転用の許可についてであります。

今回の申請については、昨年と同様に冬期間の一時転用であり、農作業上に支障はないと考えるものであります。

[illegible]

○、現地の確認は、毎年実施します農地パトロールで行っております。

農地転用許可申請に係る審査表については、別添のとおりでございます。許可方針該当事項としては、３年以内の一時転用であること、用地選定の任意性がないこと、農振整備計画の達成に支障がないことでありまして、例外許可として、農地法第５条第２項第１号の規定によりまして、農地法施行令第１１条第１項第１号に該当することから、許可相当と判断されます。

許可が相当と認められる場合に付すべき条件については、原則、北海道農地法関係事務処理要領に定められている項目を記載するものとし、注意事項及び教示文を添えて、指図書を交付致します。

なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、令和元年１１月２１日開催の常設審議委員会に間に合うように、関係書類を１１月１１日（月）までに提出することになります。

また、許可相当と判断頂いて、農業会議からも許可相当の意見回答があった場合は、速やかに許可書を交付することとし、次の総会で報告させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

議 長	事務局より説明が終わりました。本件は、中頓別町農業委員会会議規則第 13 条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。 暫時休憩します。 (〇〇委員退席)
	休憩を解いて、会議を再開します。 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、何かご質問ございますか。
委 員	質疑なしの声
議 長	質疑なしと認め、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を承認することにご異議ございませんか。
委 員	異議なしの声
議 長	ご異議なしと認め、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は承認することに決しました。 また、農業会議から許可相当の意見回答があった場合は、速やかに許可書を交付することとし、次回の総会で報告することといたします。 ここで、暫時休憩します。 (〇〇委員入室)
議 長	休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。
議 長	続いて、議案第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	議案第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」農地法施行規則第 68 条（賃貸借の解約等の通知）の規定に基づき、農地等の賃貸借の合意による解約をした旨の通知書が提出されたので、審議を求める。

令和元年10月25日提出、中頓別町農業委員会会長。

受付番号〇〇、賃貸人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、賃借人 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇さん。通知書の内容は記載のとおりです。

本件につきましては、この後議案第4号にてご審議していただきますが、賃貸借の合意解約後、〇〇〇〇さんに所有権を移転するものであります。

次に受付番号〇〇、賃貸人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。賃借人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。通知書の内容は記載のとおりです。

いずれも、土地引渡し期限前６ヶ月以内の合意解約であり、許可を要しない、賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上で、議案第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」の説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。本件の受付番号〇〇につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第 13 条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

休憩を解いて、会議を再開します。

議案第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、の受付番号〇〇について何かご質問ございますか。

委員

質疑なしの声

議長

質疑なしと認め、議案第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の受付番号〇〇について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、議案第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」受付番号〇〇については承認することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議 長	休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。議案第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」受付番号〇〇については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。 次に、議案第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、の受付番号〇〇の審議に入ります。本件について何かご質問ございますか。
委 員	質疑なしの声
議 長	質疑なしと認め、議案第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」の受付番号〇〇について、ご異議ございませんか。
委 員	異議なしの声
議 長	ご異議なしと認め、議案第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」受付番号〇〇については承認することに決しました。
議 長	続いて、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明願います。
事務局長	議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求める。 令和元年１０月２５提出、中頓別町農業委員会会長。 まず所有権移転の案件についてご説明いたします。 番号、所〇〇番、土地の表示は、〇〇〇〇〇〇までの計〇〇筆、地目は公簿現況共に畑で面積は〇〇〇〇㎡。対価は〇〇〇〇円で移転時期、引渡しの時期は、公告予定日。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さん、計画内容及び譲受人の状況は記載のとおりです。農地位置につきましては、次ページ図面のとおりであります。 次に、賃借権の案件についてご説明いたします。 賃〇〇番、土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の計〇〇筆、地目は公簿現況共に畑で面積は〇〇〇〇㎡。賃貸料は〇〇〇〇円で利用権の移転時期及び引渡しの時期は、令和元年〇〇月〇〇日です。貸主は〇〇〇〇さん、借主は〇〇〇〇さん、計画内容及び借受人の状況は記載のとおりです。農地位置につきましては、次ページ以降の図面のとおりであります。

以上で、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明とさせていただきます。

議 長

それでは、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の審議に入りますが、本件の所〇〇番につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第１３条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

休憩を解いて、会議を再開します。

議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の所〇〇番について何かご質問ございますか。

委 員

質疑なしの声

議 長

質疑なしと認め、議案第４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の所〇〇番について、ご異議ございませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

ご異議なしと認め、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の所〇〇番は承認することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の所〇〇番は、原案どおり承認することに決しましたので、ご報告致します。

委 員

次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の賃〇〇番の審議に入ります。本件について何かご質問ございますか。

議 長

質疑なしの声

委 員

質疑なしと認め、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の賃〇〇番について、ご異議ございませんか。

議 長

異議なしの声

議 長

ご異議なしと認め、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の賃〇〇番については承認することに決しました。

事務局

以上で、本日提出の議事が全て終了しました。
それでは、６ その他 （１）今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

議 長

（事務局説明）

何か質問はありませんか。

議 長

なしの声

次に（２）その他について、事務局より説明をお願いします。

議 長

（事務局説明）

何か質問はありませんか。

議 長

ありませんの声

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和元年第６回農業委員会総会を終了いたします。